



令和 2 年度第 3 回理事会

議事録



令和 2 年 12 月 25 日 (金)



公益財団法人武藏野市福祉公社

令和2年度 第3回 公益財団法人武藏野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和2年12月25日(金) 午前10時00分から正午まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 理事の現在数 7名 (定足数 4名)

4. 出席者	会議室	理事長(議長)	萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
		理 事	黒竹 光弘	理 事	千種 豊
		理 事	森安 東光		
		監 事	大久保 実		
	W e b	理 事	安藤 真洋	理 事	大野 壽三枝
		監 事	安田 大		

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

議案第7号 公益財団法人武藏野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について

議案第8号 公益財団法人武藏野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について

議案第9号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について

議案第10号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第11号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第12号 公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について

議案第13号 公益財団法人武藏野市福祉公社フレックスヘルパー就業規則を廃止する規則

について

- 議案第14号 令和2年度補正予算（第1回）について
- 議案第15号 令和2年度老後福祉基金の一部取崩しについて
- 議案第16号 令和2年度第2回評議員会の開催について
- 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について
- 報告事項2 新社屋建設準備委員会報告書について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監事 安田 大
監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

安藤真洋理事、大野壽三枝理事、安田大監事は本議場にいないが、w e b会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができる事を確認した。

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事7名（会議室5名Web会議システム2名）、定数7名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第7号 公益財団法人武藏野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について

小島事務局長から、業務効率向上のため、社印押印省略の規定を追加及び小口現金の取り扱いを課長専決とするほか、所要の改正の承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

第13条は、社印を押す必要がない文書は、押印を省略できる規定を追加した。第2項は、同じく契印の押印の省略を規定したものである。別表3の改正は、事務局長専決区分「4 1万円を超える3万円以下の小口現金の支払いに関する事」を削除し、課長・所長の専決区分「4 1万円以下の小口現金の支払いに関する事」を「3万円以下の小口現金の支払いに関する事」

すること」とした。

議案第7号に関連して理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第2 議案第8号 公益財団法人武藏野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程について

小島事務局長から、業務効率向上のため、定例的な文書には決裁前に社印を使用すること、電子文書への社印の印影を利用して押印することができるとのほか、所要の改正の承認を求めるものであると提案理由が述べられた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

第6条は、ペーパーレスを進めていくため、システム化に向けて様式を排除するものである。第3項は、効率向上のため、定例的な文書への押印は決裁前に押印できるようにしたものである。第6条の3は、字句の整合を図ったもので、第6条の4は、パソコン等で作成した文書に電子ファイルの社印の印影を貼り付けたものを押印した文書と認めるものである。別表1の改正は、2 理事長印（登記印）の使用基準について、4 総務課専用理事長印などの使用基準の「定例的な契約」に対し「重要な契約」と文言をそろえた。定例的な契約に関しても登記印の使用が散見されたことからこれを機会に使用基準を明確にし、登記印の使用は慎重に行っていきたい。別添3、第1号様式は、システム化に向けて様式を削除するものである。

議案第8号に関連して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第3 議案第9号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第10号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第11号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第12号 公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を

改正する規則について

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、職員の育児部分休業の対象を中学校就学の始期に達するまでとすること、また、介護育児休業法改正に伴い、子の看護休暇及び短期の介護休暇の取得単位を半日から時間とすることのほか、所要の改正の承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

議案第 9 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について、第 27 条の 2 では、職員の育児部分休業について、3 歳までとしていたものを小学校卒業まで可能とした。1 日 2 時間まで時間短縮が可能である。第 27 条の 4 では、子の看護のための休暇について、半日単位から時間単位で取得できることとした。中抜けでも取得することができる。第 27 条の 5 は、短期の介護休暇についても、同じく時間単位で取得できるようにしたものである。

議案第 10 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則については、第 1 条で、この規則における「育児休業等」を定義し、第 2 条で、育児部分休業の承認において、対象の子を中学校就学の始期に達するまでとした。第 3 条においては、育児休業の対象者を「日々雇用されるもの」を除くすべての職員とした。そのほかは、様式の削除にともなう改正と所要の改正である。

議案第 11 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則については、第 2 条第 3 項の改正は、同じく、介護休業の対象者を「日々雇用されるもの」を除くすべての職員とし、そのほかは、様式の削除にともなう改正である。

議案第 12 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則については、第 18 条の 2 では、パートタイム職員の育児部分休業できる対象の子を中学校就学の始期に達するまでとすること、第 18 条の 4 第 2 項では、子の看護のための休暇を半日単位から時間単位に改正するものである。第 18 条の 5 では、パートタイム職員が短期の介護休暇を取得するときの単位を半日から時間に改正する。

議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号に関連して次の質疑応答があった。
安田監事 議案第 10 号育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について、第 2 条の題

名が（育児休業の承認）とあるが、（育児休業等の承認）とすべきではないか。また、同条第3号について「育児休業」の記載があるが、こちらには「等」はつかなくて良いのか。

新谷総務課長 第2条の題名は「育児休業等」と改正する必要があった。訂正をお願いしたい。第3号の「育児休業」には「等」はつかない。育児部分休業を含む場合は、「育児休業等」で含まない場合は「育児休業」と使い分けている。

大野理事 福祉公社の就業規則には、登録ヘルパーの就業規則もあったはずだが、今回の改正について登録ヘルパーの就業規則の改正は必要ないのか？それとも登録ヘルパーは対象でないのか？

新谷総務課長 登録ヘルパー就業規則に短時間の育児部分休業及び介護休業の規定があることを失念していた。登録ヘルパーも対象である。

萱場理事長 今回議案として提出していないので、3月に議案提出で問題ないか。

新谷総務課長 1月1日法改正対象部分については、規則の改正に関わらず適用する。それ以外については、パートタイム職員就業規則に準じて適用したい。そのうえで、3月に規則改正議案を提出したい。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第2号は、一部修正のうえ、1件ずつ採決の結果、全会一致で本4案は承認された。

日程第7 議案第13号 公益財団法人武藏野市福祉公社フレックスヘルパー就業規則を廃止する規則について

小島事務局長から、令和2年3月31日をもって、最後のフレックスヘルパーが登録ヘルパーへ移行したことから、規則の廃止について承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

議案第13号に関して理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第8 議案第14号 令和2年度補正予算（第1回）について

日程第9 議案第15号 令和2年度老後福祉基金の一部取崩しについて

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、主に新型コロナウイルス感染症に係る助成金収入及びその対策に係る費用の支出についてと、新たに「閑前スペース」「三鷹サテライトオフィス」2拠点を整備することについて予算の補正を行い、その資金について老後福祉基金の取崩しを行うことについて、承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

新谷総務課長から詳細について、次のとおり説明がなされた。

令和2年度補正予算（第1回）について、収入の部、自主事業収入では、介護職員初任者研修を中止したことによる60万円の減と、介護保険事業にて新型コロナウイルス感染症関連の特例的取扱いにより100万円増で合計40万円増の補正を行う。受託事業収入では、境南小学校ふれあいサロン事業を中止したこと、感染症対策レスキューヘルパーを受託したことから、122万7千円減の補正を行う。補助金等収入では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として助成金とICT補助金を申請したこと、成年後見制度利用促進事業にセンター長人件費の補助があったことから、1012万5千円増の補正を行う。7雑収入は、初任者研修中止による減などである。支出の部では、成年後見人等受任事業、7成年後見制度利用促進事業では、1名増員しセンター長を配置したことから、人件費を組み替えたものである。地域包括ケア人材育成センター事業では、初任者研修を中止したこと、社会活動センター事業においては、境南小学校ふれあいサロン事業を中止したことによる費用減である。そのほかは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用増である。また、生活困窮者自立相談支援事業は、業務が増加しており人員、経費とも増加しているが、令和2年12月以降、制度の改正もあり先行きが不透明で武藏野市とも交渉を進めているため、今回の補正は見送った。3月理事会にてお諮りできればと考えている。

議案第15号 令和2年度老後福祉基金の一部取崩しについては、つながりサポート事業利用者で令和2年1月に亡くなられた谷川氏から不動産物件の遺贈を受けた。この物件の活用として職員の研修やヘルパーの会議場所などを検討している。通称「閑前スペース」として活用していく。リフォーム工事代金として250万円ほど費用を計上した。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現在も権利擁護センターの職員が高齢者総合センターの一部を使用し分散勤務を行っている。今後も、本部事務所だけでは、十分に

感染防止策を講じた相談場所を確保できないことから、分散勤務を継続できる拠点として三鷹駅付近の武藏野マンション 1 階の貸事務所を新たに契約し、サテライトオフィスとして活用したい。職員 8 人分の執務環境と相談スペースの設営などに 500 万円ほどの費用を見込んでいる。その資金について、老後福祉基金預金から支出するため、投資活動収入の部、老後福祉基金預金取り崩し収入に補正を計上した。

議案第 14 号及び議案第 15 号に関連して次の質疑応答があった。

大野理事 補正予算明細書の高齢者総合センター管理運営事業について、臨時雇賃金支出に 5 千円の補正が計上されているが、事業活動支出の合計欄に反映されていないようだ。

新谷総務課長 計算式が抜けてしまったようだ。訂正をお願いしたい。明細書の合計欄は誤りがあるが、事業別一覧には反映されているので総額は変更ない。

大野理事 三鷹サテライトオフィスの改装費に 500 万円計上とあるが、内訳を教えていただきたい。

新谷総務課長 ネットワーク整備 30 万円、電話敷設 50 万円、什器備品 180 万円、内装工事 240 万円を見込んでいる。

大野理事 内装工事 240 万円とは、どのような内容なのか。

新谷総務課長 壁、床、2 か所の相談スペース、職員 8 人分の執務スペース、ロッカールームは設置できないが、ロッカーを置くスペースを確保した場合の見積額である。

安藤理事 感染防止策で今回サテライトオフィスを整備するわけだが、感染が収束した場合にはこの場所はどのように活用するのか。

小島常務理事 この後報告事項で説明することになっているが、本部事務所の建て替えを検討している。その際に事務所の代替場所としての活用も可能であるので、コロナが収束してもしばらくは必要となると考えている。

安藤理事 10 年くらいの費用としてこれくらい計上するのはやむを得ないということ。

その他、議案第 14 号及び議案第 15 号に関連して、理事及び監事から質疑意見はなく、1 件ずつ採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第 10 議案第 16 号 令和 2 年度第 2 回評議員会の開催について

小島事務局長から、定款第 17 条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年

度終了後 3箇月以内に 1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第 18 条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

議案第 16 号に関して理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

報告事項 1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

萱場理事長から、6月の令和 2 年度第 1 回理事会で報告して以降、今日までの職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

今期は、すべての事業運営、業務執行において新型コロナウイルス感染症拡大の影響が非常に大きいものとなった。8月の第 2 波が落ち着いた時点では、「ウィズコロナの時代」から「アフターコロナの時代」に徐々に移行していくものと思っていたが、11月には第 3 波の感染が広がり、12月には新規感染者が毎日のように過去最多となり、東京都は 17 日、医療提供体制の警戒レベルについて 4 段階の指標で最も深刻な「逼迫している」との評価に引き上げ、国も年末年始にかけて GO TO を一時停止したところで、「ウィズコロナ」の長いトンネルの出口が見えてこない。

コロナ禍は、様々な分野に大きな影響を与えたが、今までの仕事や生活の在り方を根本から変革するイノベーションの絶好の機会でもある。前回の理事会で報告したように、この春に情報システムの更新を行い、ICT による業務改革を行った。このことにより 4 月からいち早く分散勤務や在宅勤務を実施することが可能となり、また 100 人以上のヘルパーがスマートフォンを持つことによって業務連絡や報告のペーパーレス化に取り組んだ。また、SNS やビデオ、Zoom などを使ったコミュニケーションの工夫を行った。ホームヘルプセンターでは、職員がビデオを作成してオンラインで配信する方法で研修を行い、子育て広場みずきっ子では、6 月までの利用中止期間中に WEB 上で親子ひろばを立ち上げ好評をいただいた。人材育成センターでは、SNS による情報発信とともに各種研修をオンライン配信で実施している。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントや事業を中止ないし縮小せざるを得なくなるとともに、お客様の利用控えによりデイサービス、ホームヘルプサービス

などの介護保険事業の利用が縮小し収益が悪化した。このため、令和2年度の事業計画を修正することとした。まだ、コロナ禍の先行きが見通せない中で各事業の目標値を定めることは難しかったが、各事業担当に修正案を提出させ、9月11日、15日、17日の3日間をかけて、私と小島常務でヒアリングを行い担当職員と意見交換したうえで事業計画の修正を行うことができた。この結果を踏まえて、補正予算を編成し、先ほど承認いただいたところである。

コロナの影響により、生活困窮者自立相談支援事業とりわけ条件を緩和された住居確保給付金支給事業について、相談及び支援件数が前年のほぼ十倍と激増し、実質4名を事業担当に充てざるを得なくなってしまった。このしわ寄せもあり、つながりサポート事業、成年後見事業、地域福祉権利擁護事業など権利擁護センターの業務に支障が生じてきた。これらの課題の抽出や善処策について検討するため、権利擁護センターの全職員からグループヒアリングを行った。8月27日に本部の職員を対象に、また9月15日には高齢者センターに分散勤務している職員を対象に行い、係内の人事配置の変更や業務の見直しを行うことができた。また、業務を圧迫している要因の一つであった生活保護受給者金銭管理業務の見直しを指示した。金銭管理業務と言いながら本来市の生活保護ケースワーカーが担うべき支援や指導の部分まで担わされていたので、市の生活福祉課と協議して業務を本来の金銭管理に絞ることとした。

10月29日に財政援助出資団体経営懇談会が開催され、市長、副市長と公社の運営について意見交換を行った。まずは、新型コロナウイルス感染症への対応について現状報告を行い、対人援助という業務内容から感染リスクが非常に高いが、奇跡的に何とか職員、利用者ともに感染者を出さずに来ていることを伝えた。

住居確保給付金支給事業について、相談及び支援件数が激増し、人件費・通信費・物件費に著しい不足が生じているうえに、社会活動センターの事業再開に伴い、事務スペースの確保にも苦慮していることから、委託料の増額を求めた。

また、市から補助金としていただいているもののうち、成年後見事業や初任者ヘルパー養成研修など委託料でもおかしくないものについて、経営の自立の観点から、補助金から委託料への付け替えを要望した。補助金は市の裁量一つで打ち切られる可能性がある不安定なもので、本来市の事業として行うべきものは委託契約に基づくべきであり、補助金を出しているという力関係上、理不尽な要求も文句を言わずに引き受けなさいということを言われるようなケースもままあることから是正を求めたところである。

さらに、指定管理事業や委託事業の赤字を自主事業と老後福祉基金で補填しているという事実を指摘し、市民から公社にいただいた寄付で賄うべきか税で賄うべきか事業費負担の整理が

必要であると検討を求めた。

話は変わりますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金が 10月 27 日付で交付決定通知があり、総額 9,548,500 円。内 6,812,000 円が介護職員に対する慰労金で、公社ではなく個々の職員に支給されるため決算等の会計上には表れない数字になるのでここで報告しておきたい。

次に、人事について、今年の春は、退職者の補充に加えて権利擁護センター等の業務量増加を見込んで 7名の専門職を新規採用したが、コロナの影響により、先にふれたように条件を緩和された住居確保給付金支給事業について、実質 4名を事業担当に充てざるを得なくなってしまった。デイサービス、ホームヘルプ、権利擁護センター関連事業ともに利用が回復しつつあるにもかかわらず、現在まだ欠員が生じており、介護職、看護職、社会福祉士等を募集中である。新年度に向け採用を急ぎたい。

なお、この年末年始においては新型コロナウイルス感染症対策として、恒例のあいさつ回りは取り止めとし、また、12月 28 日から 1月 8 日までを有給休暇取得奨励期間として、訪問介護や通所介護など市民生活に必要な直接的なサービスを提供する職員以外は、有給休暇を取得することを推奨することにした。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人とのかかわり方、仕事の仕方、運動、娯楽などなど生活様式が一変してしまった。今後、ワクチンの効果も期待できるので、徐々に元に戻る部分もあるが、不易と流行、元には戻らない部分も当然あるのではないか。コロナにより始まった在宅勤務や効率化のさらなる促進、また一方では格差の拡大、能力主義の進展と自己責任論の蔓延も気にかかるところである。ベーシックインカムという考え方も議論になっているようで、私たちは、時代の変化に柔軟に対応し、生活課題を持ったすべての市民のお役に立てるよう、常に努力を重ねてまいりたい。理事・監事の皆様には、引き続きご協力を賜りたい。

続いて、常務理事から職務執行状況について、次のとおり報告がなされた。

4月 6 日以降、分散勤務を中心とした勤務体制で業務を実施し、緊急事態宣言解除後は徐々に勤務を通常の勤務場所に戻している。その中で、生活困窮者自立支援の担当する権利擁護センターの 5名については、現在も高齢者総合センターで勤務を行っており、私も 4月以降、この権利擁護センターの職員の近くで勤務しており、本部には週 2日から 3日ほど訪問している。権利擁護センターの生活困窮者自立支援事業、特に住居確保給付金については、5月から 6月ほどではないものの、引き続き例年よりも多くの支援を行っている。制度も 10月からは市民

社会福祉協議会で行っている生活福祉資金（総合支援資金）利用にあたり自立相談支援機関である福祉公社で支援を受けることが条件になったこと、また、来年1月からは更新の回数が2回から3回になり、それに伴い要件が緩和されていたプランの作成や毎月の面談等が必須となるなど、業務量が増加している。面談場所の確保が必要で、高齢者総合センターの社会活動センターも事業を再開しており、高齢者総合センターでの業務の継続も困難になっている。そのため、面談場所も確保できる事務スペースを賃貸することとし、内装工事などの移転の準備をしている。申請者の様子を近くで伺っていると、福祉的な支援を受ける手前で踏みとどまっているような方々があぶり出されたのではと感じる。新型コロナウイルスの感染拡大の状況が長引くと、より多くの方々が支援を求めるのではと思われる。今後も体制の強化など、担当職員のバックアップに努めていく。また、市の担当課とは、生活保護金錢管理事業のあり方や、また、住居確保給付金の業務増に伴う委託料の増額について打合せ等を行ってきた。委託料の増額については、12月の市議会本会議の補正予算が計上されている。

社会活動センターについては、中止していた講座は8月中旬から再開した。再開当初は説明会を実施し、その後講座を再開してきた。開催にあたっては、参加人数を半分程度にし、検温と手の消毒を徹底し、会場についても終了後の消毒を徹底しました。私も、講座の再開にあたっては、検温等の手伝いをした。参加者は、半年ぶりの講座の再開を喜んでいた。これから的人生に彩を加える趣味の幅を広げたり、仲間づくり、また、フレイル予防としても、社会活動センターの講座は重要な事業だと思います。とはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大に気を配り、予防に努めていく必要がある。その一つとして、会場内的人数を今までの半分程度にする必要があり、今年度は、年度当初に例年と同じ定員数で募集をしており、受講予定の方々全員に参加していただくため、隔週程度の参加にとどめるよう調整した。来年度は、募集人数を半分程度にし、毎週参加できるようにする予定である。また、講座の開講期間を短かくし、不測の事態に迅速に対応できるようにしたいと考えている。また、他の事業と同じように、動画等を作成し、受講予定者に配ることも進めている。

地域包括ケア人材育成センターにつきましては、プロジェクト若ばなどの事業が開催できず、また、認知症支援研修や技術研修「排泄ケア実践研修」などは動画配信を行った。そのような中、8月24日と26日に、今年度の新規事業である喀痰吸引等研修を実施した。3号研修で、対象の利用者が必須であるなど、条件が厳しく、今回は1名の参加となった。そのため市から、年度内に再度研修を実施してほしいとの要請があり、打ち合わせを行った。打ち合わせの中で、条件が厳しい研修であるために事業者の意向を確認し、実施に向けての準備を進めることとし

た。そして年度内実施は3月が適切であると判断し、3月上旬に実施することとした。

新型コロナウイルスについては、未だに感染者が増加しており、再度分散勤務などの感染防止対策を行う必要が生じる可能性がある。現在も分散勤務や時差勤務を含めた様々な勤務形態を取り入れている。このような勤務を実施できているのは、外部からのアクセスを可能とした情報システムの導入が大きく寄与している。ただし、外部からアクセスすることについては、情報システムの適切な運用が必要で、7月には、委託している情報コンサルタントに依頼し、情報セキュリティ研修を全職員に向けて実施した。今後も適切なシステムの運用を行っていく。また、今回の議案にもあったように、押印ができるだけ省略するなど、分散勤務や在宅勤務の支障となることの改善を図ってきた。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、職員は不安を抱えながら業務を行っている。これからも、職員ができるだけ不安にならないような環境や、処遇の改善など、職場環境の改善に努めていく。

報告事項1に関して理事及び監事から次のとおり質疑応答があった。

安藤理事 生活困窮者の現状について説明していただきたい。

小島常務理事 住居確保給付金の給付期間が延長になったが、期限内に自立するのは難しい方が多い。求人についても厳しい状況で月に1～2度ハローワークの職員に来所して相談に乗っていただいている。物販や飲食に従事していた方々がコロナによる打撃を受けている。年末年始に向けて食糧支援などが必要な方に、災害用備蓄用食料やフードバンクなどを活用し支援にあたっている。

服部課長 住居確保給付金の申請は4～11月の合計は998人で、昨年度1年間で31人であったことから、激増していることがわかる。複合的な課題を抱えながら何とか生活してきた方々が、このコロナ禍で立ち行かなくなつて来ている。親子で生活していたが母親が亡くなつて子の生活が立ち行かなくなったケースなどがある。

安藤理事 ありがとうございました。職員の皆様には本当にお疲れ様です。

萱場理事長 生活困窮の方の中に介護職に従事できる方はいないかと、マッチングした場合に、支度金を支給するような仕組みはどうか検討したいと考え担当職員にヒアリングを行った。職員からは、介護職は複合的な高いスキルが必要である。生活困窮者で困窮から抜け出せない方は、自身に課題を抱えている方が多く難しいとの認識だった。

黒竹理事 確かに介護現場は、人材がひっ迫しコロナ禍で疲弊もしている。新しい扱い手はすぐにでも欲しいが、専門的なスキルを要することも事実である。やる気があって積極的な方

であればぜひお願いしたいが、仕事がないから介護でもしようかというのでは、かえって現場が混乱する。そのあたりをよく検討してすすめてもらいたい。

日程第12 報告事項2 新社屋建設準備委員会報告書について

森安理事から次のとおり説明がなされた。

今年度当初から検討してきた新社屋建設準備委員会の報告書を取りまとめたので報告する。社屋の建て替えを検討するに至るまでの経緯については、近年、社会における福祉ニーズの増加と多様化・複雑化に伴って、福祉公社が武藏野市から受託する事業も増加している。新たな事業開始等による人員増から慢性的な事務スペース不足が発生している。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う未曾有の景気後退と市民生活の困窮の深刻化により、生活困窮者を対象とする諸事業、とりわけ住居確保給付金申請の激増により、面談スペースの不足が新たに発生している。相談者のプライバシー保護はもとより、感染症予防のための三密（密閉・密集・密接）の回避もままならない状況となった。その二つの課題を解決するため建て替えの検討を始めたものである。

そこで、これらの課題を解決するため「新社屋建設準備委員会」を設置し、検討を進めてきた。検討の方法として、職員アンケートの実施、係ごとの意見集約、若手職員（20代、30代）の意見集約を行った。職員アンケートでは、74名から回答を得て、新社屋完成以降（令和7（2025）年度～）の福祉公社の将来像、現社屋（本部事務所）の課題、新社屋に求める機能や規模などについて結果を記載した。係ごとの意見集約では、5つの部署から現実的な意見が集約されている。若手職員の意見集約では、福祉公社の将来を担う若手職員にアンケートと座談会を実施して率直な意見集約を行った内容について記載している。

検討結果の取りまとめと今後の進め方として、職員アンケート等から見えてくるものをまとめ、今後の進め方を検討した。職員アンケート等から見えてくるものとして、社会的ニーズの変化、福祉公社に期待されること、必要な社屋の機能をあげ、具体的な施設イメージを記載した。今後の進め方は、令和3年度中に新社屋建設委員会（仮称）を設置し、建て替えに当たつての基本的考え方、新社屋に求める機能とそれに伴う規模・設備等、資金計画、建築工事中の仮事務所の確保策を検討していく。構成メンバーは、福祉公社、市民社協、学識経験者（建築）及びオブザーバーと考えている。

報告事項2に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

本日の理事会はw e b会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和2年度第3回理事会の閉会を宣言した。

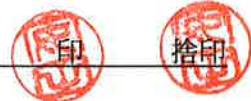
議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和3年2月24日

議長（理事長） 萱場 和裕



議事録署名人（監事） 安田 大



議事録署名人（監事） 大久保 実



